

平成 31 年第 1 回庄原市議会定例会

所管事務調査報告書

平成 31 年 3 月 19 日

広島県庄原市議会
総務常任委員会

<目 次>

1. 平和行政について	-----	1
2. 財政運営について	-----	4

1 「平和行政」に係る所管事務調査報告について

1. はじめに

日々刻々とめまぐるしく変わる平和環境は、より厳しさを増し、本市における恒久平和の取り組みとして、今、何をなすべきか調査検討すべく「平和行政」について、所管事務調査を一昨年より開始した。

2. 庄原市の歴史的経過について

太平洋戦争をはじめ、これまでの戦争で戦地に赴き犠牲となったり、広島への原子爆弾投下等により市民の方も被害にあわれた。終戦間近には広島陸軍病院庄原分院、山内病棟、東城分院が設置され、原爆による重傷者の救護に多くの市民が従事することになった。また、分院の救護班は原爆投下後に広島市内へ駆けつけて多くの負傷者の看護に当たった。現在においても、当時を偲び地元地域では慰霊祭等を営んでいる。

一方、昨今の状況として、米海兵隊岩国航空基地の増強や北朝鮮問題の対応等に伴い、本市における米軍の低空飛行の目撃情報も増加している。

3. 調査について

(1) 庄原市の取り組みと課題

まず、本市における平和行政の取り組みと課題について調査を始め、平成29年(2017年)10月12日の委員会で報告を受けた内容の取り組みがあることを確認した。

【庄原市の主な取り組み】

- 核兵器廃絶に向けた取り組み
「非核平和パネル展」市役所本庁舎の市民ホール各支所も巡回をして開催。
「平和啓発セミナー」「被爆体験の伝承講話
「非核平和都市宣言」(平成17年7月1日宣言)
「日本非核宣言自治体協議会」加盟(平成18年度)
「平和市長会議」加盟(平成20年度)
市民団体の活動(反核平和の日のリレー等)への出席・激励
核実験抗議文(随時)の送付など
- 恒久平和の実現に向けた取り組み
「庄原市戦没者追悼式並びに平和祈念式典」など
- 米軍機による低空飛行訓練への対応
目撃情報を集約して、毎年2回県へ報告。県を通じて政府、米軍へ中止要請。



- ・「庄原市非核平和都市宣言」に基づいた取り組みと言いながら「平和行政推進のためのプログラムや基本方針」がないことを確認。

(2) 先進事例の研修

総務常任委員会では、これまで平和条例を制定している、または具体的な取り組みをしている先進事例のある自治体へ赴き、担当課から聴取等を行った。

【調査・視察先】

- ・ 沖縄市 (平成 29 年 11 月 15 日)
- ・ 糸満市 (平成 29 年 11 月 16 日)
- ・ 藤沢市 (平成 30 年 8 月 22 日)
- ・ 我孫子市 (平成 30 年 8 月 23 日)

(以下、委員の意見、確認した事項等、主なものを要約して記載)

① 沖縄市

- ・ 沖縄戦降伏調印式の日(9月7日)を「沖縄市民平和の日」と条例で定め、平和月間として各種平和事業に取り組んでいる。
- ・ 平成 25 年に各課で実施していた平和事業を取りまとめて、中長期的なアクションプランを策定。事業実施結果を平和行政推進本部へ報告し、PDCAで次年度に向けたマネジメントサイクルが機能するように設計されている。
- ・ プランの中には実施が困難な事業もあり、市民意識調査等の必要性がある。

② 糸満市

- ・ 「糸満平和啓蒙普及に関する条例」を制定して、これを根拠に平和行政を推進している。
- ・ 戦後 70 年を経過し戦争体験者が減少する中、行政が証言を記録する重要性を喫緊の課題と認識して、組織体制の整備や事業実施を積極的に行っている。
- ・ 糸満市平和祈念祭は参加者、出席者が多いが、各平和事業の取り組みは若い人の参加が少なく参加者が固定化しており、より多くの市民に理解してもらい事業に取り組むためにも啓発活動の工夫が必要と感じる。

③ 藤沢市

- ・藤沢市平和の輪をひろげる実行委員会を組織し、市民が主体の草の根平和運動が展開されている。
- ・これまでの実行委員会の取り組みによって、次世代によって実行委員会が構成されるなど着実な成果が出ている。
- ・平和基金条例によって、活動が維持されているが、基金枯渇後の一般財源投入の是非が課題となっている。

④ 我孫子市

- ・議員立法による条例制定を目指したが、最終的には平和事業推進委員会の条例案の提言に基づき「我孫子市平和事業推進条例」が制定された。
- ・平和記念碑が、地元の手賀沼公園に設置され、日常的に市民啓発がされている。
- ・広島・長崎に派遣された中学生のリレー講座による平和の継承が形になりつつある。

(3) 条例制定の分類

条例制定自治体の調査で大きく分ければ3パターンとなる。

- ①戦争体験を忘れず、正しく継承する中で平和に対する意識を刻む条例
- ②平和推進の具体的行動を実践する原資を確保するための基金条例
- ③非核平和都市宣言を具体化するための条例

4. まとめ

平和行政推進は、より身近な問題であり、第二次世界大戦においては、多くの市民が被爆体験をし、今日においても苦しんでいることを踏まえ、この歴史的事実を教訓として、恒久平和を希求する市民意識に基づき基本原則を定める条例を制定すべきと考える。

今後、条例作りにおいては、より市民参画により取り組むことが大切であり、総務委員会として継続すべきと考える。

2 「財政運営」に係る所管事務調査報告について

1. はじめに

本市においては、急速な人口減少や少子高齢化により、労働人口の減少や市内企業の経営状況の悪化など、自治体運営の根幹をなす自主財源確保が非常に困難な状況となっている。平成29年度決算の財政力指数は0.26であり、実質公債費比率、自主財源比率など、いずれも県内市で下位であるが、一人当たりの補助金額は県内トップとなっている。合併算定替の段階的縮減により普通交付税も大幅に減額され、市の行財政運営は一層の厳しさを増しており、歳出の抑制と歳入の確保は喫緊の課題であり自治体運営の最大の懸案事項である。市は歳出超過の発生や収支バランスが崩れることを防ぐために、平成29年に「第2期持続可能な財政運営プラン」（以降「プラン」）を策定して、様々な取り組みを開始している。本委員会としても、財政問題は永年の課題であり、引き続き、行財政運営が適法、適正、公平、効率的に処理され、民主的になされているか積極的に監視し、「プラン」が着実に実施されるよう調査するものとした。

2. 主な調査経過

具体的な調査として、まず「補助金」「起債」を視点に本市財政課の聴取を行い、財政運営全般について先進自治体での取り組み等を調査した。

【調査・視察先】

- ・庄原市（平成30年7月31日）
 - ・うるま市（平成29年11月15日）
 - ・三次市（平成30年10月9日）
- （以下、委員の意見、確認した事項等、主なものを要約して記載）

(1) 庄原市

(補助金について)

- ・ 厳しい財政事情にあるので、聖域なく全ての補助金についてカットして財政を安定的なものにする。但し、人件費を含む補助金については、若干考慮を行い、償還助成金、補償的性格の助成金、その他、障害者の通所や児童の通学機会などは除いて考える。
- ・ 「プラン」の平成30年度補助金減額目標7,300万円に対して1,800万円が未達成なのは、バスの運行の赤字補てん的な補助の部分。
- ・ 奨励型補助金は、市民との連携のもと制度化された歴史的経過があることから現場の意向が反映された計画でないと前進しない可能性について、部単位での徹底を図り、各団体へきちんと丁寧に説明を行う。
- ・ 庄原市が県内でも単独補助費が一人当たり高い要因は、人口対策、過疎対策として、バスの運行補助や市の基幹産業となる農林業の補助金が主要な要因であると分析している。
- ・ 市民にとって必要な補助金かどうかについて、現在の補助金で市民にとって直接不要というものは考えていない。また各部で一定の利用状況、費用対効果等を比較検討した上で一定の見直しをしている。
- ・ 自治振興区への補助金について、市と協働してまちづくりを進めおり、自治振興区に協力をいただく中で、削減について方向性を示す。

(起債について)

- ・ 予算の基本である「入るを量りて出ざるを制す」のとおり、歳入に見合った予算編成をせざるを得ない。実質公債費比率が17%台を維持できる範囲内で普通建設事業も計画的に努めたい。
- ・ 計画的に必要な事業を取捨選択して進めたい。起債の効果として世代間の公平性や財政調整機能もあるので、できるだけ有利な起債、交付税措置の高いものを県と協議しながら対応したい。また、起債だけに頼ることなく、国、県の補助金、特定財源など有利な財源確保にも努めたい。特に、国において突発的に対症療法的な補助金が時々策定されるので、情報収集に努めて対応したい。
- ・ 起債残高について、最も多く残っているのが臨時財政対策債で119億円、次に過疎債が117億円、3番目が旧合併特例債65億円で、この3つで残高の約77%を占めている。

(2) うるま市

- 平成 17 年に合併して 12 年が経過することから、地方交付税が一本算定となり平成 32 年、33 年では、合計 33 億円の財源不足となることを分析し、財政調整基金への積み立てを強化し、平成 27 年から行政改革大綱を作成し行財政改革に取り組んでいる。
- 補助金交付事業が大小含めて 400 程度あり、統廃合を含めて見直しを進めた。敬老会や自治会事業、公民館事業など事務を一本化し、事務経費を削減するなど、効率的、効果的な見直しを行っている。
- 平成 29 年度から、補助金の見直しを行った事業について、追跡調査などを行い検証している

(3) 三次市

- 旧三次市は過疎債がなかったため、合併後、使用できるようになった。「庁舎建設」、「駅前再開発」は合併特例債、「きりり」、「トレッタ」は過疎債を使用し、もともと庁舎建設、火葬場建設など大規模な事業は、建設計画に計上されていたものだった。
- 起債の大前提として、返すより借らないようにしている。事業に起債を予定していても、決算状況を見て、真に必要な場合のみ借りるようにされており、財政計画の方針が経済状況、人事異動等でもぶれずに長期的に継続されている。
- 合併前に厳しい財政推計を作成した。特に人件費の削減については、支所の職員数を大幅に減らすなど、合併後に大胆に削減した経過がある。また、保育所やゴミ収集なども委託に出している。
- 合併時に行政改革で削減できるものは概ね全部しており、その効果が今まで継続されていた。交付税の一本算定で財源が減る中、これ以上、削減できるものがないので、今後が正念場となる。

3. まとめ

財政運営について、「庄原市第2期持続可能な財政運営プラン」を中心に、検証を進めたものの、現段階においては、本委員会としての検証が不十分なものとなっており、今後において継続した調査が必要である。

財政健全化に向け「プラン」策定の事情とすれば、平成27(2015)年度以降の合併算定替えの段階的縮減を含む一般財源の減少により、平成30(2018)年度以降、財源不足が発生し8年間で延べ48億円の不足が推計され、現在の財政調整基金残高では、将来的に基金枯渇が起り、赤字団体に転落の恐れがある。そこで「プラン」の収支改善策は主には歳出削減によって克服することで財政健全化を目指すこととなっている。内容的には、まず職員定数削減を中心とした人件費の削減や物件費の見直し(委託料等、公共施設等の統廃合)、単独補助金の削減等により対応しようとするものであった。本委員会として「プラン」の論点とすれば、①公共施設等の運営管理の合理化の課題②高い高齢化率が社会保障経費の負担増をもたらしている。③合併算定替え終了にともなう需要額減少見込みの検証④一般財源における地方消費税精算基準の見直しをはじめ、10月以降の地方消費税、森林環境譲与税の動向の確認⑤収支シミュレーション、歳入減見通し試算の根拠確認⑥公共施設等総合管理計画と地域コミュニティや経済への影響をどのように踏まえるのか⑦人口減少、高齢者人口のピーク、地域経済の見通し、公共施設等の再配置などの要因を織り込んだ複数シミュレーションを示す等、多くの検証ポイントはあるが、今回、調査を進めた点は補助金の削減についてが中心となった。

本市における補助金削減の基本的な考え方は、市税等の収入に応じた総量規制であり、性質別に区分をする中で、それぞれの減額率を定め目標達成しようとするものであり、今ある補助金の全てをできるだけ存続させる方針である。

当委員会としての一貫した方向は、厳しい財政状況の中、施策の集中と選択が必要であり、補助金によっては積極的に廃止の検討を進めるべきとした。しかし、具体的に何を廃止するべきなのか提言もできておらず、中途半端な取り組みとなってしまった。

先ほども触れたように、「プラン」で示されている大きな3本の柱を含め、論点の議論が不十分であり、今後においても継続した検証を要する。

また、補助金等については、各所管における政策推進の兼ね合いもあり、本委員会だけでは、廃止すべき補助金個別の洗い出しは、困難性も予想されることから、特別委員会設置についても一考すべきである。

以上、総務常任委員会の所管事務調査報告とする。